

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

提案団体

福島県、栃木県、川崎市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法における建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、「一級建築士試験に合格した者」ではなく、「一級建築士試験の学科の試験に合格した者」とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

建築基準法において、建築確認等の事務を司るため県等に建築主事を置く必要があり、建築主事は、建築基準適合判定資格者の登録を受けた者のうちから県知事等が命じることとなっている。

建築基準適合判定資格者の受検資格に「一級建築士試験に合格した者」と規定されている。

【支障事例】

一級建築士試験の合格者が年々減少していることから、建築基準適合判定資格者検定の受検者も減少しており、将来的に建築主事に従事する有資格者が不足し、建築行政に必要な建築主事数が確保できなくなるおそれがある。

資格所有者の減少に伴い、特定の人物を建築主事として任命せざるを得なくなり、結果として資格所有者が、その他の部署に異動し難くなっている。

【制度改正の必要性】

一級建築士試験は、合格率10%程度と難関であり、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を得ることが、高いハードルとなっていることから、受検資格の見直しが必要である。

【支障の解決策】

一級建築士試験は、1次試験が建築全般の知識が求められる学科試験、2次試験が設計製図能力が求められる製図試験となっている。

建築基準適合判定資格者に求められる能力として、製図能力は必要不可欠なものではないことから、検定の受検資格を「一級建築士試験の学科試験の合格者」に緩和することで支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

建築確認・検査を行う各出先機関それぞれに建築主事を配置することで、確認・検査の効率的な執行と県内各地域における住民サービスの維持が可能となる。

根拠法令等

建築基準法第4条、第5条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、文京区、松本市、延岡市

○建築主事に従事する有資格者が不足し、建築行政に必要な建築主事数が確保できなくなるおそれがある。建築行政に係る実務については、資格の有無に応じて建築物の審査の規模・難易度に差をつけているわけではないため、資格の有無による審査能力の優劣はない。したがって、検定試験としては一級・二級を区別せず、また、各建築士試験の学科合格者であれば受験できるものとし、資格の登録の際に、実務経験とともに建築士試験の合格状況に応じて、一級建築基準適合判定資格者または二級建築基準適合判定資格者としての登録ができるようにしていただきたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の申出対象となる区域の追加

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することを求める。

具体的な支障事例

現行制度では都市計画区域外が申出の対象とならないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れが出ている。

①都市計画区域を持たない市町村や合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらの事業に協力しても、公拡法に基づいて都市計画区域内の地権者が受けられる税制上の特例を受けることができない。

②都市計画区域でない区域における公有地取得の交渉において、金額面で折り合わないときは、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる税制上の特例を活用することになるが、事業認定の申請には、作成する書類が多いこと、手数料がかかること、認定に一定の時間を要すること等、市町村の負担が大きい。また、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となるなど事務量が大きく、負担が大きい。

地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とすることができることから、これらの支障は解決するものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都市計画区域を持たない町村や、都市計画区域を持たない町村と合併した市町村における都市計画区域外において、公有地の拡大が推進されることにより、地域の健全な発展と秩序ある整備が促進される。事業認定手続に要していた金銭負担及び事務量が軽減される。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県

-